オークネットＴＶオークション

市場規約

2013 年 12 月 2 日

目次

市場規約　（第1条～第14条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1～2

2013年12月2日

市　場　規　約

第　１　条（名　称）

当会は「オークネット会」と称する。

第　２　条（目　的）

当会は次の事項を目的とする。

①中古自動車のオークション事業。

②中古自動車の在庫情報の提供。

③中古自動車の相場情報の提供。

④売手、買手双方の利便が公益的に生じ、業界の発展に寄与すること。

第　３　条（所　在　地）

当会は東京都港区北青山２－５－８にその本拠地を置き、（株）オークネット（以下、当社という）が運営を行うものとする。

第　４　条（開市の日時）

当会は、毎週月曜日午前１０時より終了までのオークションを開催する。

第　５　条（会員の資格）

当会の会員資格は次の通りとする。

①当会の会員は当社が会員名簿に登載する事を認めかつ、所轄公安委員会発行の「中古自動車取扱古物許可証」の所有者でなければならない。

②当社が要請する必要書類を提出しなければならない。

③オークネット会指定のＩＤを取得しなければならない。

④常設の営業拠点を有し、現に営業活動を行っていなければならない。

第　６　条（取引の方法）

オークネット会員が専用サイトを使用してセリ上げる方法。

第　７　条（任意解約）

会員は、１ヶ月の予告をもって、任意に退会することができる。

第　８　条（禁止行為）

会員は、次の行為をしてはならない。

①会員以外の者を、オークションに参加させること。

2013 年 12 月 2 日

②法的問題車及びその疑いのある車を出品すること。
③その他当会の定める諸規約、諸規程、諸契約で定める条項に違反すること。

第　９　条（参加制限）
下記の各号の１つに該当する場合、当会は、その会員のオークションへの参加を制限することができる。
①当該会員の支払債務が規定の日までに決済されないとき。
②その他、諸規約、諸規程、諸規約に違反したとき。

第　１０　条（品位の保持）
会員は社会道徳を重んじ会員にふさわしい行状の保持に努めなければならない。

第　１１　条（クレーム及びトラブルの処理）
①当オークション終了後に品質及び使用について、不良又は誤表示の事実が判明した場合、運営規程に基づいて当会が売手、買手双方の調停処理、又は裁定を行う。
②前項①以外のトラブルについては、当会が調停処理、又は裁定を行う。
③裁定の結果については、売手、買手双方ともこれに従わねばならない。

第　１２　条（会の運営）
会の運営については、この規約のほか、別途定める諸規程、参加マニュアルに基きとり行われる。

第　１３　条（運営上の免責）
当会は、当会の指定する通信システムを介して行われる為、次の場合は免責として契約の解除及び損害賠償の対象とはしない。
①通信システム等の障害により正常なセリが行われなかったとき。
②複数チャンネル開催におけるセリ参加において、重複したとき。
③当社が発行したＩＤ及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使等による損害の責任。
④その他基本契約書に定める事項。

第　１４　条（規約の改訂）
諸般の情勢の変化によりこの市場規約の改訂を当会が必要と認めた場合、随時任意に改訂し、監督諸官庁に届出のうえ、会員に通知する。

2013 年 12 月 2 日

オークネットＴＶオークション

運営規程

参加マニュアル

2015年1月5日

目次

運営規程

第 1 章　参加 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
第 2 章　出品・落札 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
第 3 章　検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
第 4 章　輸送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
第 5 章　自動車税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
第 6 章　手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
第 7 章　審査 （クレーム）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
第 8 章　カーオク＆ユーザー代行コーナー特別規程・・・・・・・・・・・・・・30
第 9 章　さきどりコーナー特別規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
第 10 章　細則・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
検査員資格基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

オークネット・テレビオートオークション運営規程とは、以上に掲げる各諸規程を総称するものである

参加マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

1、 売りつくし調整権限オペレーター権限について
2、 スタート価格指導及び売りつくし値幅制限について
3、 代行落札についてのご注意
4、 オペレーターホットラインについて
5、 オークションアナウンスについて
6、 評価点の算出方法
7、 複数チャンネル開催について
8、 出品車両の再出品について
9、 商談における注意
10、成約車両の引渡しについて
11、譲渡書類の有効期限翌月末日未満の引受について
12、譲渡書類の引渡し制限について
13、車検なし・車検残なし車両について 「ナンバー応談」
14、名変中の表示について

2015 年 1 月 5 日

15、出品車不可車両の出張手数料について
16、リサイクル料金について
17、福祉車両の消費税について
18、継続検査用納税証明書について
19、当社調査による事実上の倒産について
20、セールスポイント欄の記載及び追加写真について
21、保証・記録・手帳の各定義について
22、各キーについて
23、１オーナー表示について
24、登録遅れ申告について
25、同年最終型の表示について
26、「8 ナンバー」車両
27、「エアロ」の表示について
28、足回り部品の表示について
29、マフラーの表示について
30、フロアマットの表示について
31、輸入車の取り扱いにについて
32、「主要装備確認ＯＫ」表示について
33、「備品の車載について」
34、特殊燃料車両について
35、危険物運送車両について

2015 年 1 月 5 日

第１章　参加

第　１　条（参加資格）

１．オークネット会（以下当会という）の参加資格者は原則として市場規約第５条の諸条件を充足し、且つ株式会社オークネット（以下当社という）が参加を認めた者とする。

２．当会は公共的なもので有る為、会員は社会道徳を重んじ、会員たるにふさわしい行状の保持に努められる者とする。

第　２　条（オークション参加）

当会のオークションに参加するには、前条の参加資格を得た者が、次項の手続を完了しなければならない。

１．オークネット会参加申込書及びシステム参加の為の契約書を締結すること。

２．オークネット会のＩＤ取得が完了していること。

３．会員番号（ＩＤナンバー）及び与信参加区分が決定すること。

第　３　条（取引の方法、開催オークションの起算日、受付期限）

１．当社は、オークネットシステムを利用したオークションにより出品店・落札店間の中古車取引の仲介を行う。

２．開催オークションの起算日は月曜日とし、各規定に定める期日・期限については、起算日を含めるものとする。

３．第１章から第１０章の各項の定める受付期限は特別な定めのない限り、受付最終日の受付営業時間内とする。

第　４　条（任意解約）

市場規約第７条をもって、任意に参加契約を解除することができる。

第　５　条（除名及び契約の解除）

当社は、参加契約者が下記項目に違反した場合は、会員の除名ができるものとする。

１．市場契約、システム参加契約、又は当社の定めた規程等に違反した時。

２．会員が除名された場合、参加契約も効力を失うものとする。

３．（１）当社は会員が第２８条各項の一に該当したときは、当社からの請求又は通知により会員は期限の利益を失い、当社はこの契約を解除できる。

（２）当社は上記（１）により契約の解除がなされた場合、契約の解除に伴う損害賠償その他財産上及び非財産上の如何なる要求もできる。

第　６　条（禁止行為）

１．市場規約第８条の行為。

２．会員以外の者を、買主としてオークションに参加させる。

３．出品車両をオークションによらず、出品店、落札店双方の談合によって取引すること。

４．出品店、落札店双方の談合により不正成約を行い、金融を得る行為。尚、上記行為が行われたと当社が判断した場合、不正成約金額の十分の一を損害賠償金として、出品店、落札店双方に請求できるものとする。

５．その他、当社が禁止する行為。

第　７　条（参加制限）

市場規約第９条により、当会はその会員へのオークションの参加を制限することがある。

第　８　条（代金決済）

代金の決済は運営規程第２章に定める。

第　９　条（手数料）

当会参加者は、当社の定める方法により、手数料を支払わねばならない。

第　１０　条（自動車税及びリサイクル料）

当会に於いて購入した車両で、残存車検の有るものは、定めにより自動車税相当額を当社に預け、リサイクル料預託済みの申告があるものは、リサイクル預託金相当額を精算しなければならない。

第　１１　条（クレーム及びトラブル処理）

市場規約第１１条により、当社が調停処理又は裁定を行う。

第　１２　条（規程の改定）

１．当社が必要と認めた場合、運営規程ほか取引の方法にかかわる関係規定の改定を随時、任意に改定し会員に通知する。

２．改定した内容については、出品車一覧表の案内欄で通知することがある。

３．改定した内容については、オークションの画面上で通知することがある。

2015 年 1 月 5 日

第２章　出品・落札

第　１３　条（目的）

本章は、良好な品質の提供及び市場取引の円滑な運営を計ることにより、業界の発展に寄与することを目的とする。

第　１４　条（出品）

出品店は、次の条件を充たさなければ出品することができない。

１．運営規程第１章第２条の項目を完了すること。

２．第２章第１６条の出品店の検査・点検義務及び第４章第４１条１、５、６項を理解し実行できる者であること。

３．クレーム等の問題が起きた場合は、建設的かつ円満解決に協力し、当社が調停した場合は裁定した結果に対して従える者であること。

第　１５　条（取引）

オークションでの取引は、オークネットシステムにより処理される為、会員はシステムによるすべての結果を遵守しなければならない。

第　１６　条（出品店の検査・点検義務）

出品店は、車両の出品に際してエンドユーザーの立場に立ち、次の義務を負う。

１．第３章の検査をふまえた上で、出品検査・点検を実行すること。

２．検査・点検に基づき、品質・瑕疵・修復歴・事故現状・改造・仕様等の結果を誠実に申告すること。

３.結果については責任のすべてを負い､クレーム等トラブルが生じた時は､その処理に責任を持つこと。

第　１７　条（出品車両基準）

出品車両は、次の基準に適合したものでなければならない。

１．第１８条の出品制限項目に抵触しない車両。

２．車検付車両は、ナンバープレート及び封印が取り付けされている車両。ただし、軽自動車においては「後送り」と予め表記申告することで出品できるものとする。

３．移転登録、又は新規登録に必要な書類及び自賠責保険（ナンバー付の場合）の完備した車両。及び、リサイクル券（リサイクル料預託済の場合)、継続検査用納税証明書（納税証明有効期限内に車検を迎える車両の場合）を含む。

４．スペアタイヤ・ジャッキ・工具が完備した車両。スペアタイヤ・ジャッキ・工具が完備されていない場合、欠品を申告（出品車一覧表に表示）することで出品を受け付ける。申告なき欠品について出品店は現物支給又は当会が定める減額に応ずるものとする。

５．燃料は１０Ｌ以上の補給があること。

第　１８　条（出品制限項目）

以下に該当した場合は当社判断で出品を制限する。

１．法的問題や差し押さえ車でないこと

２．移転登録や新規登録が困難、支障のある車両

３．改造車などで軽微な作業を加えても車両保安基準に適合しないもの

４．車台番号が不鮮明な車両

５．メーター改ざん、走行不明関連、中古メーター交換車

６．接合車、災害車（冠水・火災・消火剤散布歴車）

７．未登録車（並行輸入車除く）

８．自走困難車・不動車

９．トラックで４ｔベースを超えているもの（バスは除く）

１０．中型マイクロバスを超えるもの（乗車定員３０人以上）

１１．屋根やドアの無いオープンカー（スーパー７など）

１２．車名不明車

１３．キットカー

１４．昭和３０年（１９５５年）より前の車両

１５．使用用途の特殊な車両（ベンツウニモグなど）

１６．著しく改造多数な車両

１７．著しく瑕疵の多い車両

１８．著しく腐食や錆のある車両

１９．粗悪車両

２０．何らかの要因でＡＩＳ検査の出来ない車両

２１．その他、流通にふさわしくないと当会が判断した車両

２２．ＮＡＫなど流通団体の指導で制限される車両

第　１９　条（出品手続）

出品の手続きは、次の手順にて出品店が行う。

１．当社に出品依頼の手続をする。

２．所定の出品申込書か登録システムにあらかじめ必要事項を記入･登録し、出品店の検査・点検義務に従い不具合箇所等を明記する。

３．出品車の写真をあらかじめ撮り、撮影順序を検査員に伝える。

４．検査結果の内容に間違いのないことを確認する。

第　２０　条（出品申込みの期限及び制限）

１．出品申込みは、当会が定める締め切り日までに行うものとする。

２．当社は、出品車両の台数を制限することがある。

2015 年 1 月 5 日

３．出品は２台以上とする。但し、当社が許可した場合はこの限りではない。万一、当日出品不可などにより２台に満たない場合は、別途出張手数料を負担しなければならない。

第　２１　条（売りつくし調整権限）

当社は、参加マニュアルに定めることに従い、出品店が申告した売りつくし価格前及び出品店のスロー操作後において、売りつくし操作をすることがある。

第　２２　条（出品店の参加確認義務）

出品店は、次のことを順守しなければならない。

１．出品店は、検査後、ＦＡＸ他にて送付される検査結果を確認し、相違があった場合は、ただちに当社に申告しなければならない。

２．出品車両のスタート価格を当会が妥当と認めないときは、当社の行う制限及び指導に従うこと。

３．出品店は、出品店別出品車確認表と出品車両の内容を、必ず確認しなければならない。万一、スタート価格又は売りつくし価格の変更、出品取消及び出品店別出品車確認表の内容に相違等があった場合は、オークション出品前日の１８時までに通知しなければならない。

４．ポススイッチ及びマウスの手動による「売りつくし等」の操作は、あくまでも補助手段であるので、取扱いに対して出品店は責任を持って対応しなければならない。

５．出品データの必要事項等が空欄の場合は、出品取消となる。

６．出品店は成約した車両の他媒体（雑誌・Ｗｅｂ等）掲載をすみやかに削除する事。

第　２３　条（出品店の申告義務）

１．出品店は車両の仕様、品質、車歴、不具合、改造等を誠実に申告することとする。

（１）車名・グレード・型式・車台番号

（２）初度登録年（登録月が未申告の場合は１月登録とみなす）・駆動・ドア数

（３）定員（車検証記載定員）

※貨物車の定員は車検証の記入が「２／４」＝４人　「３／６／９」＝９人

（４）シフト（マニュアル・フロアＡＴ・コラムＡＴ）又、特殊（スムーサー等）

（５）出品地区

（６）燃料の種類・排気量

（７）カラーＮｏ・外装系統色（色替えの場合は元色も申告）

（８）国産輸入区分・輸入車のモデル年式（一部不要）・ハンドル位置（右、左）

（９）輸入車のディーラー車や並行輸入車（型式に排ガス記号のない輸入車は並行輸入車扱い）

（１０）車歴（レンタカー・営業車・タクシーなど）

（１１）車検有効期限・登録番号

（１２）走行距離

（１３）タコグラフ装着と製造年月（積算距離計一体式）

（１４）エアコン（ＡＣ）やクーラー（Ｃ）の有無の申告
（１５）標準ルーフでない車両（サンルーフ「ＳＲ」、パノラミックルーフなど）
（１６）内外装の瑕疵（キズ・凹み・交換跡・補修跡・汚れなど）
（１７）機関、機構、装備、機能の不良や不具合
（１８）修復歴や骨格損傷、又は加工の内容と箇所
（１９）レスオプション・標準装備品欠品・規格外や社外品装着
（２０）スペアタイヤの有無・スタットレスタイヤなど
（２１）改造の有無とその内容
（２２）改造８Ｎｏや１Ｎｏとその形状と内容や架装箇所
（２３）トラックやバンの形状・最大積載量・車両総重量、架装内容
（２４）トラックの上物年式が古い場合（２年以上）
（２５）登録遅れ車両（輸入車除く）や特定敷地内使用による登録遅れ（元大使館使用車登録遅れなど）
（２６）地域限定車・特別装備（仕様）限定車・ディーラー限定車
（２７）福祉車両の改造箇所や課税・非課税
（２８）軽自動車のナンバープレート後送り
（２９）リサイクル預託金相当額
（３０）Ｎｏｘ・ＰＭ法の不適合（申告がない場合は適合扱い）
（３１）職権打刻や車台番号の打ち直し（識別困難などの理由）
（３２）コーションプレート欠品
（３３）その他、当会の定める事項

２．登録店はメーター交換車、メーター改ざん車、走行不明車、タコグラフ装着車の場合は、次の事項を踏まえ誠実に申告する責務があることとする。
走行距離の取り扱いについては日本オートオークション協議会（ＮＡＫ）の取り決めに準ずる。
（１）メーター交換車「＄」とするもの
新品メーターに交換された車両で認証･指定工場で交換されたことを証する整備点検記録簿原本など客観的に証明が出来る書面があるもの。条件として交換日付、交換前の走行距離、交換を行った認証・指定工場の証明を必要とする。尚、セットアップメーター交換も同じ。
※登録には走行距離欄に合算距離を記載し、コメント欄で「メーター交換車」と交換日付、交換時の走行距離を記載すること。
（２）メーター改ざん車「＊」（流通制限）とするもの
①過去の整備点検記録簿、走行管理システム（ＮＡＫ）などにより、走行が戻っていることが確認出来る車両。ただし、メーター交換車は除く。
②中古メーター交換や車検証記載距離の逆進車
※登録には走行距離欄に現メーター走行距離を記載し、コメント欄で「メーター改ざん車」とその理由を詳細に必ず申告すること。尚、現在の走行距離より過去の最長走行距離が確認出来るものは必ず申告すること。

（３）走行不明車「＃」（流通制限）とするもの
①「メーター交換車」「メーター改ざん車」以外で記録が無く、実走行と推定出来ない車両。
②走行距離に疑義のある車両。
※登録には走行距離欄に現メーター走行距離を記載し、コメント欄で「走行不明車」とその理由を詳細に必ず申告すること。
（４）タコグラフ装着車（積算距離計一体式）
タコグラフの製造年月が対象車両の初度登録年月より以前の場合は、新車時に取付けたとみなし実走行扱いとする。製造年月が対象車両の初度登録年月より以降の場合は、途中取付けをしたとみなし、メーター改ざんとする。ただし、交換記録がある場合はメーター交換として取り扱う。この場合の交換記録はメーター交換車の条件と同じ。（車両総重量８トン以上の車両は除く）

第　２４　条（落札店の参加義務）
落札店は、次の条件を順守しなければならない。
１．運営規程第１章第２条の項目を完了すること。
２．落札店は、運営規程の各規程及び参加マニュアルの内容を十分に理解すること。
３．落札店は、落札しようとする出品車の画像と文字情報を十分把握した上でオークションに参加すること。
４．落札車の代金、自動車税相当額、リサイクル預託金相当額、手数料等を規定通り支払すること。
５．車両の移転登録等を、規程通り完了すること。
６．落札車に対してのクレームがおきた場合は、建設的かつ円滑に解決し、処理が難航した場合は当会の裁定に従うこと。その場合、落札車のクレームによる落札車の代金、諸手数料等の支払遅延及び名義変更遅延は、一切認めない。

第　２５　条（車両の移転登録）
円滑な移転登録ができるよう、次の事項を厳守しなければならない。
１．譲渡書類
譲渡書類は、成約車両について、新規登録、移転登録、抹消登録に必要な書類であり、全国どこの陸運支局でも登録可能な書類とする。
２．書類の送付期限
出品店は、譲渡書類及び自賠責保険（車検付の場合）、リサイクル券（リサイクル料預託済みの場合）、継続検査用納税証明書（納税証明書有効期限内に車検を迎える車両の場合）をオークション起算日より８日以内に当社へ到着するように送付すること。尚、譲渡書類が当社に午前中到着したものを当日到着扱いとし、午後に到着したものは翌日扱いとする。
３．自動車損害賠償責任保険
落札店より自賠責保険承認請求書の請求があった場合は、原則応ずる事とするが、当社で出品店の取得が不可能と判断した場合は、その限りではない。出品店は自賠責保険の契約者の使用の本拠地が沖縄県、

又は、離島の場合で権利譲渡される契約者に保険料の差額が発生した場合、その差額を落札店へ支払うものとする。但し、出品データに記載されている場合はこの限りではない。

４．書類の有効期限

譲渡書類の印鑑証明書等証明書類については、オークション起算日の翌月末日時点で発行日を含め３ヶ月以内のもの。委任状等は、有効期限の記入がある場合は、オークション起算日の翌月末日以上有効であるものでなければならない。尚、予備検査証の有効期限もオークション起算日の翌月末日以降とする

５．謄本渡し

車検残存期間が、オークション起算月より翌月以内のものは、原則として謄本渡しとする。

６．書類の提出遅延

出品店が、前各項に基づく譲渡書類一式の提出を遅延した時は、状況に応じて第３３条に基づき、売買契約の解除及び違約金の責任を負うこととなる。

７．移転登録期限

落札店は、オークション起算日より翌月末日迄に移転登録の手続を完了しなければならない。ただし、書類有効期限が短い場合はその有効期限内に、また期限の申告がある場合はその申告期限内に移転登録の手続を完了しなければならない。尚且つ、軽自動車は、税止め手続きを完了させること。

８．移転登録通知義務

落札店は、移転登録〈抹消登録含む〉を完了した場合には、直ちに移転登録完了を証明する書類の写しを当社に通知しなければならない。尚、抹消登録した場合は、申し込み期日までに、申告と通知をすること。（第５章自動車税第４９条２項参照）

９．書類差し替え

落札店は、譲渡書類を紛失、あるいはその効力を失効させた場合、当社を通じて再交付・差し替えを依頼するものとし、出品店は依頼に協力するものとする。

１０．自社名義条件

次の各号の一つにも該当する場合、譲渡書類を自社名義に変更後出品するもとのとする。

（１）再交付または差し替えが困難な譲渡書類。

（２）倒産及び名義人破産（差押え車両）、名義人死亡書類（相続移転）などのダブル移転登録、事業用登録、未成年所有、等の地域により取扱いが異なる譲渡書類。また、当社にて円滑な移転登録の妨げになると判断された場合、自社名義で提出するものとする。

第　２６　条（出品店の車両代金等の決済）

出品店に対する決済は、次の通りとする。尚、譲渡書類一式には、自賠責保険証（車検付の場合）、リサイクル券（リサイクル料預託済みの場合）、継続検査用納税証明書（納税証明書有効期限内に車検を迎える車両の場合）を含む。

１．オークション起算日後、成約車の譲渡書類一式が当社に到着次第、成約代金を支払う。

２．出品料、成約料、その他の費用及びクレーム負担金は、成約代金と相殺して決済する。

３．当社が主催する、その他のオークションとの相殺は行わない、但し車両代金等の入金遅延があった場合には、当社の判断により相殺を行う。

４．自動車税相当額の預かり金は、第５章自動車税第４９条による。

第　２７　条（落札店の車両代金等の決済）

落札店よりの決済は、下記の通りとする。

１．落札車の代金、自動車税、リサイクル預託金相当額、諸手数料等は、参加オークション起算日より８日以内、エスクロー会員の場合は３日以内に当社指定の口座へ当社が営業時間内に着金確認できるように振り込むものとする。尚、当会は落札代金の入金が確認された後、譲渡書類一式を落札店へ送付するものとする。エスクロー会員においては、車両の引き渡しについても入金が確認された後に行うものとする。

２．手形、小切手類での支払いは、一切不可とする。

３．会員は１項の決済の他、スキップ制度を利用し、別途手数料を支払うことにより決済期限を延長することができる。ただし、スキップ制度の必要なき会員及び当社がその利用を認めない場合はその限りではない。

第　２８　条（期限の利益の喪失）

会員が以下の各項の一に該当したときは、当社からの請求又は通知により、当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を当社に支払うものとする。

１．商品代金等の支払いを怠ったとき。

２．自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき。

３．会員としての資格を失ったとき。

４．当社参加基本契約上の義務に違反し、その違反が契約の重大な違反になるとき。

第　２９　条（落札店の商品確認義務）

１．落札店は、落札車両受領後、すみやかに落札車両とその出品表記載内容を確認する義務を負う。

２．落札店は、落札車両の譲渡書類一式を受領後すみやかに必要受領台数分の件数、書類内容、有効期限等を確認する義務を負う。

第　３０　条（与信限度）

１．当社は会員の個々に落札取引額の上限を定め、会員はその範囲内での取引とする。但し、与信限度額は会員の希望により、当社が審査して決定する。

２．前項によって決定された与信限度額に対して、会員は一切の異議の申立をしない。

第　３１　条（遅延損害金）

会員が負担する債務の支払いを怠ったときは、日歩５銭の割合によって遅延損害金を支払うものとする。

第　３２　条（オークション参加の制限）

１．当社は次の場合、会員のオークションへの参加を制限できるものとする。

（１）会員が、車両代、自動車税相当額、リサイクル預託金相当額、諸手数料等の支払を遅延した場合。
（２）落札車両の金額と未決済の残額の合計が与信限度額を越える場合。
（３）成約車両の譲渡書類一式の引き渡し、名義変更完了が遅延した場合。
２．前項の参加制限には、一定期間の落札禁止、与信額の減額、参加区分の変更があり、当会が制限項目を決定する。

第　３３　条（移転登録に関する罰則）

移転登録に関する罰則は次のように定め、会員店は各号に定めるペナルティ金を支払わなければならない。

１．出品店が移転登録に必要な書類の引き渡しを遅延した場合。

成約日を含め９日以上１６日未満の到着の場合	１０，０００円
〃　１６日以上２３日未満の　〃	３０，０００円
〃　２３日以上　〃	１００，０００円

２３日以上の遅延があった場合、落札店の意向により売買契約を解除できる。
解除の場合、出品店はペナルティ１００，０００円と当該車両の全手数料及び輸送代を負担する。
（注１）遅延日数の算出は、当会到着日より計算する。又、年末直前、夏期休暇直前等の商談の場合、当社の公示により遅延日数の算出を一部延長することがある。
（注２）成約車両の書類遅延が、輸送前に出品店からの申告により、２３日を越えると予想され契約解除が行われた場合のペナルティは、運営規程、第７章５９条８項（当日契約の解除）と同等とする。
２．落札店が名義変更を遅延した場合。

期限日の翌日以降、８日未満遅延の場合	１０，０００円
以後７日遅延毎	１０，０００円を加算

但し、軽自動車は成約日翌月末日の翌日以降、遅延日数に関係なく、一律１０，０００円のペナルティとする。
（注１）落札店のやむを得ない事情（火災・盗難・天災・倒産等）による場合は、この限りではない。
（注２）詳細証明書取得手数料３，０００円（税別）について
名義変更期限を超過し、移転登録完了を証明する書類の通知を怠ったと当社が判断した場合、この証明書の取得手数料を購入店に請求する。
３．落札店が成約車両について引き渡された譲渡書類を紛失及び失効させた場合。
譲渡書類差替ペナルティ

（１）再取得費用		実　費
（２）差替ペナルティ	印鑑証明を含む譲渡書類の差替金	５０，０００円
	その他の譲渡書類の差替金	３０，０００円

自動車検査証及び抹消登録証明書の再交付ペナルティ

・書類再交付ペナルティ	３０，０００円＋実費（再交付費用）

注）自動車損害賠償責任保険の再交付はできない。

４．落札店が譲渡書類の再交付・差し替えを当社を通さず名義人に依頼した場合。
譲渡書類再交付・差し替え手続き違反ペナルティ　　５０，０００円
注）手続き違反ペナルティは上記３項のペナルティと重複して支払わなければならない。
５．落札店が移転登録完了前に交通違反等による迷惑をかけた場合。
ペナルティとして３０，０００円を出品店に支払わなければならない。
６．落札店が自動車税の未納により継続車検等の手続きに影響が出た場合。
出品店は当社が指定した期日までに納税を行い、購入店に対しペナルティ１０，０００円を支払わなければならない。
７．出品店が継続検査用納税証明書の後日提出に於いて、落札店からの提出依頼で、継続検査用納税証明書の提出を遅延した場合。
落札店からの取得依頼日を起算日と定め、
（1）起算日を含め、１１日以上２１日未満の到着の場合　　１０，０００円
（2）起算日を含め、２１日以上３１日未満の到着の場合　　２０，０００円
（3）起算日を含め、３１日以降の到着の場合、遅延日数に関係なく一律　　３０，０００円
（注１）移転登録書遅延ペナルティとの重複課金は行わない。又、当会の判断により出品店のやむを得ない事情（倒産等）による場合はこの限りではない。
（注２）当会の判断で納税証明を当社が取得した場合、納税証明取得費用として、３，０００円（税別）を遅延ペナルティに加え、出品店に請求する。
８．出品店が登録識別情報制度で登録されている自動車検査証に於いて、登録識別情報の提供確認を怠り、落札店の移転登録手続きに影響が出た場合。
落札店に対しペナルティ金を支払わなければならない。
尚、出品店は早期に移転登録ができるように提供済の確認対応を行うこととし、これに遅延した場合はペナルティを加算する。
・原則、購入店の申告発生日　　１０，０００円
・発生日翌日以後７日遅延毎　　１０，０００円を加算

第　３４　条（自動車税）
第５章自動車税による。

第　３５　条（解除）
第７章審査（クレーム）による。

第３章　検査

第　３６　条（目的）

公正で妥当な品質チェック及び修復歴車・粗悪車等の出品制限を行うことで、テレビオークションの健全な発展を目指すために本章を定める。

第　３７　条（出品車両検査）

出品車両の検査は、公正かつ的確に客観的な立場で、次の通り行う。

【出品店検査】

１．出品しようとする車両の修復歴の有無・内外装及び車両諸元に関して、検査点検を行い正確に提示すること。

２．出品しようとする車両の走行・機関・機構及び装備に関して、検査点検を行い正確に提示すること。

３．検査員の行う出品車両の検査は、出品店によりあらかじめ申告された内容と、出品車の車両状態のチェックであるので、出品車一覧表と出品車両とのチェックを正確に実施すること。

４．成約後の申告不備によるクレームは、出品店が一切その責任を負う。

【当社検査確認】

当社は、出品店の提示した出品申込書か車両情報を取得後、コンピューター端末（以下、P.B.Cという）により出品車両の検査をし、自動評点システムにより評価点を付す。

第　３８　条（出品制限基準）

１．第２章　出品・落札　第１８条出品制限項目による。

２．（１）当社は、出品する車両で評価点により、出品の制限をすることがある。

（２）当社は、出品する車両の車種及び年式等を制限することがある。

（３）当社は、業界団体の日本オートオークション協議会（以下ＮＡＫ）の指導に伴い、車両の出品制限をすることがある。

2015 年 1 月 5 日

第　３９　条（評価基準）

総合評価【評価基準表】

評価点	状態	外装評価	内装評価
S点	・　新車登録後１２ヶ月未満、走行１００００ｋｍ以内 ・　無傷、無加修のもの	A以上	A以上
6点	・　新車登録後３６ヶ月未満、走行３００００ｋｍ以内 ・　内外装とも軽微な瑕疵が僅かにあるもの		
5点	・　走行５００００ｋｍ以内 ・　外装に軽微な瑕疵が若干あるもの ・　内装にシミ、汚れ、のり跡、焦げ、切れ等が若干あるもの ・　職権打刻車（国産車のみ）		B以上
4.5点	・　走行１０００００ｋｍ以内 ・　外装に気になる程度の瑕疵が複数あるもの ・　内装に気になる焦げ、割れ、擦れ、色褪せ等の瑕疵があるもの	B以上	C以上
4点	・　走行１５００００ｋｍ以内 ・　内外装に年式及び走行距離相応のダメージのあるもの ・　目立つ瑕疵が複数あるもの	C以上	D以上
3.5点	・　内外装とも目立つ瑕疵が複数あり、加修または交換を要するもの ・　骨格部位以外の溶接部位交換車 ・　修復歴としない骨格損傷車 ・　走行不明車（#）出品不可、メーター改ざん車（*）出品不可	D以上	E以上
3点	・　内外装とも加修または交換を要する瑕疵が多数あるもの ・　機関、機構に大きな不具合のあるもの ・　外板に大きな腐食による穴や欠損のあるもの	E以上	
2点	・　内外装とも加修または交換を要する大きな瑕疵が多数あるもの ・　骨格に加工・改造のあるもの（検査未確認項目有り） ・　骨格に大きな腐食による穴や欠損のあるもの ・　エンジン内部・過給機・燃料気化器類などの機関・機構系に改造があるもの ・　規格外エンジンに載せ替えられたもの ・　競技車両 ・　商品価値の低いもの		
１点 出品不可	・　特別瑕疵車 ・　消火剤散布跡車　出品不可 ・　冠水車　出品不可		
R点	・　修復歴車、事故現状車 ・　ホワイトボディ車 ・　キャビン交換車	A～E	A～E

※評価点は検査時の走行距離数の百の位を四捨五入した値で算定します。
※その他ダメージの状態によって、評価点を特定する場合があります。
※並行輸入車でモデル年式と登録年に相違がある場合で、登録年よりモデル年式が古い場合、モデル年式の1月登録とみなします。
※走行不明車およびメーター改ざん車は走行１０万Ｋｍ以上として扱う。
※「修復歴車」とは、日本自動車査定協会及び日本オートオークション協議会に定める、交通事故・その他の災害を受けて外観や機能に欠陥を生じ、又、既に修復されていてもその影響として商品価値の下落が見込まれるものをいう。
※修復歴車の程度表示　修復歴車の程度を以下の通りに分類し、特記事項に表示します。
修復歴Ａ（車軸の中心線を結んだ範囲よりも外側に瑕疵があるもの、ダメージの大きいと判断した場合はＢとする）
修復歴Ｂ（車軸の中心線を結んだ範囲内に瑕疵が存在するものや事故現状車）

2015年1月5日

【外装程度】

A	・ダメージのないもの、もしくは軽微な瑕疵のあるもの
B	・気になる瑕疵が複数あるもの
C	・目立つ瑕疵のあるもの ・バンパー、ガラス、幌、スクリーンに大きな瑕疵のあるもの ・大きな傷のあるもの
D	・目立つ瑕疵が複数あるもの ・大きな瑕疵のあるもの ・目立つ腐食のあるもの
E	・大きな瑕疵が複数あるもの ・著しく状態の悪いもの

【内装程度】

A	・ダメージのないもの、もしくは軽微な瑕疵のあるもの
B	・軽微な瑕疵が複数あるもの ・切れ、破れ、焦げ穴、ノリ跡、ノリ付きなどが若干あるもの
C	・気になる瑕疵が複数あるもの
D	・目立つ瑕疵が複数あるもの
E	・著しく状態の悪いもの ・ダッシュ板、天張り、シートなど主要部品の交換を要するもの

■ダメージ画像とイラスト表記

ダメージ画像やイラストによる表記は検査内容の補足情報として表示します。

【外装ダメージ表示】

ダメージ記号の目安		
キズ	Ａ１　１０ｃｍ程度の線キズ（こぶし大程度）	
	Ａ２　２０ｃｍ程度の線キズ（手のひら程度）	
	Ａ３　４０ｃｍ程度の線キズ（手のひら２個程度）	
	Ａ４　Ａ３を超えるもの	
凹み	Ｕ１　ゴルフボール大程度のへコミ	
	Ｕ２　テニスボール大程度のへコミ	
	Ｕ３　サッカーボール大程度のへコミ	
	Ｕ４　Ｕ３を超えるもの	
キズを伴う凹み	Ｂ１　ゴルフボール大程度のキズを伴うへコミ	
	Ｂ２　テニスボール大程度のキズを伴うへコミ	
	Ｂ３　サッカーボール大程度のキズを伴うへコミ	
	Ｂ４　Ｂ３を超えるもの	
要塗装	Ｐ１　軽微な色褪せ、塗装剥がれ	
	Ｐ２　部分的な色褪せ、塗装剥がれ	
	Ｐ３　大きな色褪せ、塗装剥がれ	
	Ｐ４　Ｐ３を超えるもの	
修理跡	Ｗ１　修理跡のあるもの	
	Ｗ２　容易に確認できる修理跡	
	Ｗ３　再加修の必要な修理跡	
サビ	Ｓ１　ゴルフボール大程度のサビ	
	Ｓ２　テニスボール大程度のサビ	
	Ｓ３　サッカーボール大程度のサビ	
腐食	Ｃ１　ゴルフボール大程度の腐蝕	
	Ｃ２　テニスボール大程度の腐蝕	
	Ｃ３　サッカーボール大程度の腐蝕	
Ｆガラス点キズ	Ｇ　　点キズのあるもの	
交換済み	ＸＸ	
要交換 （切れ・破れ・割れ） 欠品	Ｆガラス	Ｘ１　１ｃｍ程度の割れ又は修理跡
		Ｘ２　３ｃｍ程度の割れ又は修理跡
		Ｘ３　Ｘ２を超えるもの
	その他ガラス	Ｘ　　割れ
	外板パネル	Ｘ　　要交換・欠品
	バンパー	Ｘ１　軽微な割れ、破れ（５ｃｍ程度）
		Ｘ２　Ｘ１が数箇所あるもの
		Ｘ３　Ｘ２を超えるもの
	幌・スクリーン	Ｘ１　５ｃｍ程度の切れ、焦げ小、又はその修理跡
		Ｘ２　２０ｃｍ程度の切れ、又はその修理跡
		Ｘ３　Ｘ２を超えるもの
程度については、目安でありダメージの位置、深さにより瑕疵表現が変更となります。		

2015 年 1 月 5 日

第４章　輸送

第　４０　条（目的）

本章は、商品車両の円滑かつ安全な輸送を目的とする。

第　４１　条（商品車両の輸送の手続）

成約車両の輸送に関しては、成約車の引き渡し、搬送、荷役、及び受領にかかわる全ての責任を出品店及び落札店が負うものとし、下記事項により手続きしなければならない。

１．出品店は、当会で成約した車両を当該オークション及び商談の成約翌日以降いつでも引き渡しに応じなければならない。尚、開催当日の引き取りについては、出品店が当日引き渡しが可能な場合に限る。

２．落札店は、成約した車両が速やかに到着するよう手続きすること。

３．当会で成約した車両の輸送費等は、落札店の負担とする。

４．落札店は当社指定の輸送業者に対して、配送の手続きをすること。但し、エスクロー会員については、株式会社ゼロの自動輸送手続きを用いるものとし、他の輸送業者の手続き又は落札店による直接引き取りは一切行うことができないものとする。

５．出品店は、通常輸送業務に支障が予想される車両引き渡しの際、予め指定輸送業者に案内すること。

６．出品店は成約車の引き渡しに立ち会い、車両状態確認書のチェック及び押印を行い、指定輸送業者より預り証を受け取らなければならない。

７．落札店は成約車の受領に立ち会い、車両状態確認書のチェック及び押印を行わなければならない。

第　４２　条（取扱い対象外）

成約車の輸送において、当社指定以外の輸送業者を使用して回送を行った場合の内外装及び輸送中に起因したと考えられる内容のクレーム、又は車両到着がオークション起算日から６日を越えた場合のクレームは取り扱い対象外とする。

第　４３　条（輸送業者の斡旋）

落札車両に対し、落札店の依頼により輸送業者の斡旋をすることもある。

第　４４　条（輸送業者の指定）

輸送業者は、オークネット陸送会に加入し、会社名を登録しなければならない。

第　４５　条（落札店自身による引取り）

落札店は第４１条の手続きによらず、やむを得ず自社にて落札車を引き取る場合、あらかじめ出品店に引取者名を通知し、当社よりＦＡＸした「落札明細書」のコピーを持参の上、引き取るものとする。但し、内装・外装については、その場で確認し、以後のクレーム申し出については、一切受付をしない。

尚、機関・機構及び修復歴等の品質に問題がある場合は、その限りではない。

第　４６　条（損害保障）

輸送中の車両についての事故損傷等については、当社は一切責任を負わない。

2015 年 1 月 5 日

第５章　自動車税

第　４７　条（目的）

本章は、当社で取引された商品で発生する自動車税が、出品店、落札店の負担が均等に生じることを目的とする。

第　４８　条（自動車税）

車検残存期間がある車両に対して、自動車税相当額の預かりが発生する。

１．車検付の成約車両の場合は、落札店は年度内全額の自動車税相当額を預け入れること。

注）新年度前の自動車税相当額の取り扱いについては、別途告知をする。

２．当社では、自動車税還付請求権譲渡書（還付委任状）の取り扱いは行わない。出品店が、自動車税還付請求権譲渡書を保管及び、管理をするものとする。

３．出品店の都合により謄本渡しとする場合は、出品申込書の車検欄・登録ナンバー記入欄を無記入とする。

第　４９　条（計算・処理）

１．売買により発生した自動車税相当額は、落札店からの名義変更通知の結果により当社が処理をする。

２．落札店が、車検付成約車両を抹消した場合は、抹消登録月の翌月以降分の年度内自動車税相当額を落札店へ返金する。この場合、抹消登録月の翌月５日受付営業時間内（５日が国の閉庁日及び、当社の休業期間に当たる場合は、直前の平日に該当する当社の営業時間を期限日とする）までに、当社に申告及び、抹消謄本を提出されたものに限り有効とし、出品店は、当社の還付処理に応ずるものとする。

（１）車検付落札車両で、落札後直近の移転登録に於いて抹消登録（輸出抹消含む）された落札車両。

（２）オークション開催年度と同一年度内に移転登録後、抹消登録された（輸出抹消含む）落札車両。

３．発生した自動車税相当額を修正する場合は、名義変更日を含め７日以内に当社へ申告することとし、出品店又は、落札店は当社の修正依頼に応ずるものとする。

４．落札店は、名義変更通知期限を過ぎ、当社が当該車両の名義変更確認する必要を認めた場合、その代行費用を負担しなければならない。

５．決済は、当社にて名義変更処理した日付に応じて、還付・還元の処理を行う。

第　５０　条（軽自動車）

軽自動車に関して、落札店は下記の通りの自動車税相当額を預けるものとする。

１．軽自動車において落札店は、年度末３月オークション開催で、当社が指定する開催分に関して１年分の自動車税相当額を預け入れること。

注）新年度前の自動車税相当額の取り扱いについては、別途告知をする。

２．軽自動車の税止めは、落札店にて行うものとする。

３．還付・還元は、第４９条、第１項に同じ。

第６章　手数料

第　５１　条（手数料）

手数料の種類及び性質は、次の通りとする。

１．（出品手数料）出品店は、出品車両の数量に応じて出品手数料を支払わなければならない。

２．（出張手数料）出品店は、出品車両の検査数量に応じて、出張手数料を払わなければならない。

３．（成約手数料）出品店は、出品車両が成約した場合は、成約ごとに成約手数料を支払わなければならない。

４．（落札手数料）落札店は、出品車両が落札した場合は、落札ごとに落札手数料を支払わなければならない。

５.（再セリ手数料）出品店は再セリ実施時に流札した場合は、再セリ手数料を支払わなければならない。

６．（特別手数料）特別に定めた方法でオークションに参加する場合は、特別手数料を支払わなければならない。

７.（記念手数料）記念として開催されるオークションの場合は、記念手数料を支払わなければならない。

８．（商談手数料）商談により取引が成立した場合、商談手数料を支払わなければならない。

９．（スキップ手数料）落札店は、車両代金等の決済に関しスキップ制度を利用することにより決済を延長する場合、その落札価格と決済期限に応じてスキップ手数料を支払わなければならない。

１０．（その他手数料）出品店及び落札店は、その他諸手続において、当社の定める手数料を支払わなければならない。

第　５２　条（決済）

手数料の支払いは、オークション起算日より８日以内に当社に支払うこと。又、前記手数料は、車両代金と相殺することができる。

第　５３　条（遅延損害金）

会員が負担する債務の支払いを怠った時は、日歩５銭の割合によって遅延損害金を支払うものとする。

第　５４　条（手数料の返還）

第７章第５９条、第１項から第８項の各号の規程により売買契約が解除される場合は、出品店より受領済みの出張手数料、出品手数料、成約手数料は返還しない。

第　５５　条（手数料規程改定）

手数料規程の改定を当社が必要と認めた場合、随時任意に改定し会員に通知する。

2015 年 1 月 5 日

付　　則

＜出張手数料＞　　３，５００円（２台以上検査した場合）

※対象開催に1台のみのご出品場合は各出張手数料が５，０００円となります。

オークション手数料（準会員の手数料は別途、定める）

◆ゴールド・シルバー会員基本◆

＜出品手数料・出品取消料＞

車種・コーナー	出品料	出品取消料
福祉車両	２，５００円	０円
軽自動車	５，０００円	３，５００円
国産車	７，５００円	４，５００円
輸入車	９，５００円	６，５００円

※修復歴車の出品料は２，０００円増しです（取消料も２，０００円増し）（福祉車両コーナーを除く）

※追加出品（振替含）は出品料・取消料ともに２，５００円増し（低年式国産車も国産一般車扱い）

※出品取消は、オークション前日受付営業時間内までの取消です

※福祉車両の手数料は消費税が非課税及び課税で申告されている車両に限ります。

＜当日取消手数料＞　１４，０００円（出品料とは別途となります）

※当日取消は、オークション当日３０分前までの取消です。

※競り直前の当日取消の場合「主催者元落ち」として当日取消扱いとなります。

＜成約手数料・落札料・商談手数料＞

300万円未満のお取引金額（税抜き）の場合

車種・コーナー	成約料	300万未満落札料	商談成約料	商談落札料
福祉車両	１５，５００円	１２，０００円	２１，５００円	２０，０００円
軽自動車	１３，５００円	１２，０００円	２１，５００円	２０，０００円
国産車	１４，５００円	１３，０００円	２１，５００円	２０，０００円
輸入車	１５，５００円	１４，０００円	２１，５００円	２０，０００円

300万円以上のお取引金額（税抜き）の場合

落札金額	国産車落札料	輸入車落札料	商談落札料
300万円以上　500万円未満	１４，０００円	１５，０００円	２０，０００円
500万円以上　800万円未満	１５，０００円	１７，０００円	２０，０００円
800万円以上	２０，０００円	２０，０００円	２５，０００円

＜再セリ手数料＞　流札時のみ２，０００円（出品料とは別途となります）

2015年1月5日

◆レギュラー・スタンダード会員基本◆

＜出品手数料・出品取消料＞

車種・コーナー	出品料	出品取消料
福祉車両	２，５００円	０円
軽自動車	５，０００円	３，５００円
国産車	７，５００円	４，５００円
輸入車	９，５００円	６，５００円

※修復歴車の出品料は２，０００円増しです（取消料も２，０００円増し）（福祉車両コーナーを除く）

※追加出品（振替含）は出品料・取消料ともに２，５００円増し（低年式国産車も国産一般車扱い）

※出品取消は、オークション前日受付営業時間内までの取消です

※福祉車両の手数料は消費税が非課税及び課税で申告されている車両に限ります。

＜当日取消手数料＞　１４，０００円（出品料とは別途となります）

※当日取消は、オークション当日３０分前までの取消です。

※競り直前の当日取消の場合「主催者元落ち」として当日取消扱いとなります。

＜成約手数料・落札料・商談手数料＞

300万円未満のお取引金額（税抜き）の場合

車種・コーナー	成約料	300万未満落札料	商談成約料	商談落札料
福祉車両	１７，５００円	１８，０００円	２１，５００円	２０，０００円
軽自動車	１７，５００円	１８，０００円	２１，５００円	２０，０００円
国産車	１７，５００円	１８，０００円	２１，５００円	２０，０００円
輸入車	１７，５００円	１８，０００円	２１，５００円	２０，０００円

300万円以上のお取引金額（税抜き）の場合

落札金額	国産車落札料	輸入車落札料	商談落札料
300万円以上　500万円未満	１８，０００円	１８，０００円	２０，０００円
500万円以上　800万円未満	１８，０００円	１８，０００円	２０，０００円
800万円以上	２０，０００円	２０，０００円	２５，０００円

＜再セリ手数料＞　流札時のみ２，０００円（出品料とは別途となります）

第　５６　条（特別手数料）

イベントオークション等の特別開催に伴う特別料金については、別途会員に通知しその料金を適用する場合がある。

例）当社が主催した、周年記念オークション等は成約・落札手数料が１，０００円割増となります。

第　５７　条（スキップ手数料）

	落札価格帯	～1 週目	～2 週目	～3 週目	～4 週目	～5 週目	～6 週目	～7 週目
①	1 万円～ 50 万円未満	0 円	1,200 円	2,400 円	3,600 円	4,800 円	6,000 円	7,200 円
②	50 万円～100 万円未満	0 円	2,400 円	4,800 円	7,200 円	9,600 円	12,000 円	14,400 円
③	100 万円～150 万円未満	0 円	3,600 円	7,200 円	10,800 円	14,400 円	18,000 円	21,600 円
以降、落札車両代 50 万円（税別）増すごとに①の手数料を加算		0 円	1,200 円	2,400 円	3,600 円	4,800 円	6,000 円	7,200 円

２週目以降は利用ごとの手数料となります。

手数料とは別に登録料（月額1,500円）がかかります。

2015 年 1 月 5 日

第７章　審査（クレーム）

第　５８　条（目的）

本章は、当社主催のオークションにおいて発生する問題について、これを建設的に解決し、売買当事者双方が理解と協力を持ってこれにあたることを目的とする。

第　５９　条（契約の解除及び　売買代金の減額）

落札車両について、苦情申立等が発生したときは、次の基準を適用する。

尚、本条における「書類」とは、車検証、保証書、整備点検記録簿等の車両取引に際して授受される「書類」全てを指す。

１．重大瑕疵

落札車両が盗難車、車台番号改ざん車、書類偽造等、法的問題のある車両、差押押収車、メーター改ざん車、走行不明車、メーター交換車、接合車、災害歴車、規格外エンジン・ミッション（シフト）のせかえ車、骨格損傷車、修復歴車である場合、落札店は当該オークション起算日より、各号に定める期間内に限り契約の解除又は売買代金減額の請求が出来る。

（１）本条第５項の法的問題車、差押押収車である場合（無期限）

（２）書類から判明しないメーター改ざん車・走行不明車・メーター交換車である場合（６ヶ月以内）

（３）接合車である場合（６ヶ月以内）

（４）災害歴車である場合（３ヶ月以内）

（５）規格外エンジン・ミッション（シフト）のせかえ車である場合（１ヶ月以内）

（６）書類から判明するメーター改ざん車・走行不明車・メーター交換車である場合（１ヶ月以内）

（７）書類から判明するメーター交換車であり、合算距離が変わらない場合（1ヶ月以内）

（８）修復歴車・骨格損傷車である場合（１０日以内）

本条項により、契約が解除された場合、出品店は落札店の被った損害のうち、当会が認めた損害を賠償しなければならない。

２．重要瑕疵

以下の事項があった場合、各号の定める期間内に限り契約の解除又は売買代金減額の請求ができる。但し、当社が相当でないと判断したものについてはこの限りでない。

（１）改造・規格外乗せ替え、保安基準緩和措置による記載事項及び保安基準適合措置の取外し等による保安基準法令に適合せず、車検取得時に弊害が発生した場合。（成約日より翌月末日以内）

（２）上物証明や特殊燃料証明などの不備、欠品（成約日より翌月末日以内）

（３）出品車明細にある保証期間内の保証書が欠品、及び記録の整備記録紙が２枚以上、又は、車検時の記録が全て欠品などのとき。（オークション起算日含み１２日以内）

（４）落札車両の年式・グレード・型式・排気量・車歴・モデル・ワンオーナー・並行輸入車・トラックの車体形状、最大積載量、車両総重量などの記載事項相違。登録遅れなどの申告漏れ

（譲渡書類発送日含み１０日以内　但し、スキップ利用の場合は起算日より２０日以内）

３．通常瑕疵

以下の事項があった場合、落札店は出品店の故意・過失の有無を問わず、オークション起算日含み６日以内に限り、契約の解除又は売買代金減額の請求ができる。

（１）出品車明細と落札車両の品質が著しく相違しているとき。

（２）落札車両の装備と出品車明細のシフト・エアコン・パワステ・パワーウィンドウ・サンルーフ・革シート等、当会が重要と認める装備が相違しているとき。

（３）内外装以外の機関・機構が出品車明細と著しく相違しているとき。

４．売買代金減額請求

以下の事項があった場合、落札店は出品店の故意・過失の有無を問わず、各号の定める期間内に限りは売買代金減額の請求ができる。

（１）出品車明細と落札車両の品質の相違があり免責範囲を超えているとき。

（オークション起算日含み６日以内）

（２）内外装以外で機関・機構の出品車明細との相違があり免責範囲を超えているとき。

（オークション起算日含み６日以内）

（３）出品車明細にある取扱説明書・手帳・同条第２項①の定義以外の保証書・記録が欠品のとき。

（オークション起算日含み１２日以内）

（４）装備の付属品（ﾘﾓｺﾝ･ﾏｶﾞｼﾞﾝ･ﾅﾋﾞﾛﾑ等）及び出品車明細に記載のあるスペアキー・セキュリティコードキー等が欠品のとき。（オークション起算日含み１２日以内）

５．法的問題車

落札車両に、以下の事由があった場合、落札店は出品店の故意過失の有無を問わず、各号の定める期間内に限り契約の解除ができる。

（１）落札車両が盗難車である場合。（無期限）

（２）落札車両が書類等の偽造により流通している事実が判明したとき。（無期限）

（３）車両の所有権を出品店以外の第三者が有しており、落札店が落札車両の所有権を取得できなかったとき。（無期限）

（４）落札車両に関し仮処分があったとき。（無期限）

（５）その他、落札車両が法的問題車である場合。（無期限）

本条項により契約が解除された場合、出品店は落札店の被った損害のうち、当社が認めた損害を賠償しなければならない。

６．本条第１項、第２項、第３項並びに５項に定める契約の解除となった場合、車両代金、ペナルティ金額及び諸費用等の返還については、当社が出品店に替わって落札店に立て替え払いし、出品店が当社に対し、当社が立て替えた金額を支払うものとする。

（１）出品店は当該車両の返還を受けていないことをもって、当社への支払いを拒むことはできない。

（２）出品店が破産、特別精算、民事再生、会社整理、会社更正、その他これに準ずる手続きを開始した場合、当社は本項の立替金を落札店に支払わない。

（３）当社の調査により出品店が事実上倒産したと当社が判断した場合も前項と同様とする。

（４）係争中により解決しない場合、本項の立替金を落札店に支払わない。

７．天変地異、その他不可抗力により売買成立後の後処理に著しく障害がある場合、当社判断により売買契約を解除する。
８．当日契約の解除
出品店及び落札店は、以下に定めるペナルティと成約手数料などを支払うことにより、オークション当日及び商談成約当日に、売買契約を解除することができる。
（１）落札店から当社に契約の解除を申し出た場合（落札後２時間以内且つ、当日受付時間内に限る）
ポス落札は、ペナルティ　５０，０００円とし、商談落札は、ペナルティ１００，０００円とする。
（２）出品店から当社に、契約の解除を申し出た場合（いずれも当日受付時間内に限る）
ポス成約後、２時間以内　　ペナルティ５０，０００円
ポス成約後、２時間を超える場合　　ペナルティ１００，０００円
商談成約の場合は一律　　ペナルティ１００，０００円
以上において、当社が落札店又は出品店より解約の申し出を電話にて受けてこれを受理し相手方に通知する。万一、相手方が不在等により連絡がつかない場合、当社からその旨をＦＡＸにより通知し、契約の解除とする。

第　６０　条（受付期間の自動延長）
当社指定輸送業者で落札車両の回送を行った場合に限り、成約日より６日以降に到着した車両のクレーム受付期間は到着日翌日まで自動延長することとする。指定輸送業者以外で回送を行った場合の自動延長はしない。また、受付窓口休業時の延長は以下とする。
１．日曜日は受付休業の為、受付期限日の場合は翌日の月曜まで延長する。
２．年末年始などで休業の場合は別途、受付期間を指定し通知する。
※後送り備品到着により初めて確認される不具合は、備品到着日翌日まで延長する。

第　６１　条（契約解除）
クレーム事由により契約解除（キャンセル）となる場合、出品店は各手数料、各諸費用、成約車両代金返還と落札店の各手数料、陸送費用などを支払うこととする。尚、クレームの内容や対応により、ペナルティや損害金も支払う場合がある。これらの決定は当会にて判断し、出品店はこれに従うものとする。
注１）陸送前のクレームによる契約解除の場合はペナルティ２万円を出品店が落札店に支払う。
注２）クレーム申告日が成約日より６ヶ月を超えている場合の契約解除に伴う車両代金返金額は、契約解除時の当会、取引価格に準じる。（当会判断）

第　６２　条（免責）
落札車両について、以下の各項に該当する事由が存在する場合は、前条にかかわらず免責として契約の解除、売買代金減額及び損害賠償の対象とはしない。但し、当社が免責不相当と認めたものについては、この限りではない。

１．出品車明細と内外装相違がオークション取引通念から判断して売買代金減額相当とはいえないとき。
２．新車登録１０年以上経過した車両の内外装瑕疵クレーム申請。
３．装備及び機関・機構等の交換部品、欠品及び損傷が、国産車２万円程度、輸入車3万円程度、軽自動車１万円程度の場合。（セールスポイント等の記載、申告あるものは除く）
４．メーカー保証で対応可能な場合の修理代（保証継承に要する費用は除く）
５．クレーム申告期間を経過したクレーム申請。
６．同一車両で２度目以降のクレーム申請。（受付期限の異なる内容の場合を除く）
７．クレーム申請中に出品店の了解を得ないで加修・修理した費用。
８．クレーム調停中に当社への連絡なしに転売・小売り・オークションへの出品を行った場合。
９．転売後及び他オークションでのセリ後のクレーム申請。（登録書類等しか確認出来ない場合を除く）
１０．カラーＮｏが正しく表記されている車両の外装系統色違い。
１１．クレーム申請後、７日以内に落札店からの内容詳細説明がない場合。
１２．当会から落札店へクレームに対する通知後、その意思表示が５日以内にない場合。
１３．記載、申告のない標準装備品以外の不具合。
１４．新車登録から５年以上経過した車両の電装品不具合や欠品、規格外。ただし、５年未満であっても走行距離１０万ｋｍ以上の車両はクレーム対象外。（セールスポイント等の記載、申告あるものや積算計不良は除く）
１５．新車登録から１０年以上経過した車両の機関・機構系不具合。ただし、１０年未満であっても走行距離１０万ｋｍ以上の車両はクレーム対象外。（セールスポイント等の記載や申告あるもの、エンジン等の主要箇所の重大な不具合は除く）
１６．総合評価点が２点、Ｒ点、や並行輸入車。（セールスポイント等の記載や申告内容相違、エンジン、ミッション等主要箇所の重大な不具合や当社が判断する重大・重要瑕疵の発覚は除く）
１７．落札価格２０万円以下の車両。（セールスポイント等の記載や申告内容相違、エンジン、ミッション等主要箇所の重大な不具合や当社が判断する重大・重要瑕疵の発覚は除く。ただし、減額は落札価格の２分の１までを限度とする）
１８．モデル、年式不明車両や落札価格５万円未満の車両。（セールスポイント等の記載事項や申告内容の相違、重大・重要瑕疵などの発覚を除く）
１９．積載量が１．５ｔ以上のトラック又は乗車定員１１人以上のバスにおける車歴違い（ワンオーナー・レンタカー・営業車など）
２０．レンタリースコーナーにおける車歴違い（ワンオーナー・レンタカー・営業車など）
２１．第４章　第４２条の規程に該当する場合。
２２．当社が下見画像であきらかに確認出来ると判断した標準装備品の欠品及び改造のクレーム申請。
２３．日本国外へ輸出された車両のクレーム申請。（国内税関通過を含む）

2015 年 1 月 5 日

第　６３　条（クレームにおける迷惑行為）

落札店がクレームや苦情を直接出品店や元の名義人に対し、申し立てを行った場合、当会の判断にてペナルティの対象とする。尚、落札店自身による車両引取り時の申し立ては除く。

ペナルティ５０，０００円＋当会判断による実費請求

第　６４　条（仲裁）

１．契約の解除又は車両代金減額請求について、売買当事者双方で調整がつかない場合は、当社は公正・中立の立場で仲裁の裁定を為すものとする。

２．当社の裁定の結果については、売買当事者双方ともに従わなければならない。

３．仲裁に要した費用は、クレーム等が事実であった場合は、出品店負担とし、事実でない場合は落札店負担とする。

４．出品店及び落札店は、裁定の結果に対して従わない場合、本規程第５条により除名及び参加制限がされても、異議の申立をしないものとする。

第　６５　条（円滑な市場運営を阻害する行為）

当社判断により下記、事項に該当する行為があった場合は指導、警告や第５条及び第７条で定める参加制限及び除名・契約解除措置を行う。

１．基準を超えるクレーム行為
２．当会裁定に従わない行為
３．疑似応札行為
４．メーター改ざん車両の出品行為（直接関与）
５．申告義務の情報を申告しない行為
６．言葉の暴力・圧力的言動を発する行為
７．円滑な検査業務に支障をきたす行為
８．悪質な支払い遅延、書類遅延行為
９．盗難車の出品・書類偽造行為
１０．その他、流通に支障をきたす行為

※メーター改ざんの事実を知っていて申告しなかった場合も直接改ざんとみなし、同様の措置を行う。

第　６６　条（業界団体指導）

業界団体のＮＡＫの指導に伴い、売買に関わらず当社指定の調査回答いかんにより制裁金が発生する場合が有る。

第　６７　条（クレーム対応ガイド）

クレーム対応における具体的対応基準や対応方法は、別紙のクレーム対応ガイドに定める。

第８章　カーオク＆ユーザー代行コーナー特別規程

本章で定める特別規程は各規約、規程、参加マニュアル、クレーム対応ガイドなどに対し、定めた内容を優先適用するものである。

第　６８　条（対象車両）

「カーオク＆ユーザー代行コーナー」にて売買された車両とする。

第　６９　条（輸送）

落札車両の輸送はアイオーク輸送による手配とし、落札店自身による手配と引取りは出来ないものとする。尚、輸送費用は通常輸送費用に加えて１台あたり５，０００円増しとする。

第　７０　条（車両引渡しの遅延）

出品店の都合で成約翌日含み７日を超える場合、落札店の意向により契約解除、または契約解除をしないかを選択できる。

・契約解除の場合、出品店はペナルティ１００，０００円を落札店に支払う。

・契約解除をしない場合、出品店はペナルティ５０，０００円を落札店に支払う。

但し、落札店からのクレーム申告が成約翌日含み７日を越えてしまった場合や、当社がやむを得ないと判断した場合は、この限りではない。

第　７１　条（出品店によるオークション日翌日以降の契約の解除）

出品店は、オークション翌日以降に契約の解除を申し出た場合は当会判断の上、一律、ペナルティ１５０，０００円を支払うことにより契約の解除ができる。

第　７２　条（免責）

１．車両引き渡し期限より４日以内の遅延による、契約解除及び遅延ペナルティ。

２．書類送付期限より３日以内の遅延ペナルティ。

第　７３　条（その他）

本章、特別規程に無い事項については、当会規程に準じるものとする。

2015 年 1 月 5 日

第９章　さきどりコーナー特別規程

本章で定めるコーナー特別規程は規則、規約、各規程、参加マニュアル、クレーム対応ガイドなどに対し、定めた内容を優先適用するものである。

第　７４　条（定義）

１．さきどりとは、過去１年以内にオークション又は入札会に出品履歴のない車両で、下取り・買取・登録済未使用車・ユーザー委託・リース・レンタアップなどの予定車や完了車（出品準備中）の条件を満たす車両。（オークション・入札会・業者仕入れは不可）

２．さきどりのコーナー編成は「さきどりユーザーコーナー」と「さきどりレンタリースコーナー」とする。

（１）さきどりユーザーコーナー対象は、下取り・買取・登録済未使用車・ユーザー委託のさきどり車両。

（２）さきどりレンタリースコーナー対象は、リース・レンタアップなどのさきどり車両

３．さきどり予約の成立とさきどり予約期間、および売買成立日。

（１）「さきどり予約の成立」は、オークション又は商談による成約。

（２）「さきどり予約期間」は、さきどり予約の成立から「車両引渡可能日」までの期間。

（３）「売買成立日」は、「車両引渡可能日」とする。ただし、さきどり予約の成立日より「車両引渡可能日」が過去の日付となっている場合は、さきどり予約の成立日を「売買成立日」とする。

４．オークション起算日は「売買成立日」以後の最初のオークション開催日とする。

第　７５　条（さきどりの出品店）

当社が認めた会員（ディーラー、買取店、ユーザー委託業者、リース・レンタカー業者など）に限り、出品することができる。

第　７６　条（出品店申告義務）

１．第２３条に該当する事項。

２．車両引渡可能日。

第　７７　条（出品条件）

１．出品可能期間は、ＡＩＳ検査日翌日から最長９０日まで出品可能。

２．車両引渡可能日は、ＡＩＳ検査日翌日から最長９０日まで設定可能。

３．車両引渡期限は、「車両引渡可能日」翌日から７日以内。「車両引渡可能日」が過去日付の場合は「売買成立日」翌日から７日以内とする。

４．書類送付期限は、「売買成立日」翌日から７日以内に当社に引渡すこと。

５．書類有効期限は、「売買成立日」翌月末日以上あること。

第　７８　条（落札店の認識）

１．ＡＩＳ検査後も車両を使用していることを前提とし、ＡＩＳ検査有効期限切れ扱いとなること。

２．走行距離・車両状態・装備内容が表示と異なるため、免責適用範囲が広範であること。

３．落札後、点検及び整備が必要であること。

４．車両引取可能日までは、出品店都合による契約解除があること。

以上、落札店は充分に本規程や当社からの案内を確認した上で、落札すること。

第　７９　条（オークション流札車の当日商談）

オークション流札車の当日商談は以下とする。

１．さきどりユーザーコーナー

当日商談は行わない。ただし、出品店からの逆商談は行う。

２．さきどりレンタリースコーナー

当日商談および逆商談は行う。

第　８０　条（落札代金請求）

１．先取落札料及び先取予約料は、さきどり予約の成立をした開催週のオークション計算書で請求する。

２．落札車両代、自動車税、リサイクル預託金相当額等は「売買成立日」以後の最初のオークション計算書で請求する。

第　８１　条（輸送）

落札車両の輸送手続きは以下とする。

１．さきどりユーザーコーナー

（1）「さきどりユーザー使用中」

アイオーク輸送による手配とし、落札店自身による手配と引取りは出来ないものとする。

（2）「さきどりユーザー預り中」

落札店は当社指定輸送業者にて手続きをすること。

２．さきどりレンタリースコーナー

アイオーク輸送による手配とし、落札店自身による手配と引取りは出来ないものとする。

第　８２　条（移転登録期限）

落札店は「売買成立日」の翌月末日までに、移転登録の手続きを完了しなければならない。

第　８３　条（さきどり予約の解除）

出品店及び落札店の都合による「さきどり予約の解除」の可否は、以下とする。ただし、さきどり予約期間内であっても輸送会社が車両を引取りした後の「さきどり予約の解除」は認めない。※１

さきどり予約解除の可否 「可　○」　「不可　×」		さきどり予約 成立日当日	さきどり 予約期間	売買成立日以降
さきどりユーザー コーナー	出品店都合	○ ペナルティなし	○※２ ペナルティ５万円	×
	落札店都合	○ ペナルティなし	×	×
さきどりレンタリース コーナー	出品店都合	○ ペナルティなし	○ ペナルティなし	×
	落札店都合	○ ペナルティなし	○ ペナルティなし	×

※１　さきどり予約の解除に対し、自らの成約・落札に伴う手数料は支払うこと。

※２　当社がやむを得ないと判断した場合（事故や車両故障、表記違いなど）のさきどり予約の解除は陸送前キャンセル扱いと同様、ペナルティ２０，０００円とする。

第　８４　条（車両引渡しの遅延）

出品店の都合で「車両引渡可能日」にすみやかに引渡しができない場合は下記の要領の対応を定める。車両の引渡しが、車両の引渡し期限を超える場合、落札店の意向により売買契約の解除をすることが出来る。尚、契約の解除有無にかかわらず、出品店は落札店に対しペナルティ５０，０００円を支払うものとする。

※ただし、落札店からのクレーム申告が「車両引渡可能日」翌日から７日を越えてしまった場合や当社がやむを得ないと判断した場合は、この限りではない。

第　８５　条（審査　クレーム）

１．クレーム申告期間の起算は売買成立日を基準とする。尚、書類、備品欠品クレーム申告の起算は第７４条　第４項のオークション起算日を基準とする。

２．第７４条に定める、さきどり車及びコーナーの定義違いクレームは契約解除、又はペナルティ２万円とする。

３．免責事項

（１）さきどりユーザーコーナー

走行距離違いのクレーム。ただし、著しい差異に対しては当社判断とする。

（２）さきどりレンタリースコーナー

①溶接パネル交換を除く内外装瑕疵クレーム。ただし、著しい瑕疵追加となった場合は当社判断とする。

②走行距離違いのクレーム。ただし、著しい差異に対しては当社判断とする。

③車歴違い（ワンオーナー、レンタカー、営業車など）

④書類送付期限より７日以内の遅延ペナルティ。
⑤車両代金入金期限より７日以内の遅延による延滞金。

第　８６　条（手数料）
本章の手数料は別途定める。

第　８７　条（その他）
本章、特別規程に無い事項については、当会規程に準じるものとする。

第１０章　細則

本規程の細則については、参加マニュアル・別途クレーム対応ガイドに定める。

2015 年 1 月 5 日

検査員資格基準

当会の検査員は、出品店の作成した出品申込書もしくはＰ．Ｂ．Ｃにより品質検査を行うが、買い手に正しい情報及び商品の内容を伝えるためにも間違いがないか万全を期して、公正かつ厳格に検査に望むことが必要である。
検査員は、オークションの信頼性を高めるためにも、当会の統一化された公正かつ、一定の検査基準にのっとり、客観的な目で、出品車両の厳重なチェックを行う必要がある

検査員資格の認定は、次の基準による。

１、　認定基準

（基　　本）

①オークション運営規程等に精通している者。
②検査員としての礼儀及び規律を重んじる者。

（公正で信頼できる人格）

①オークションの公正かつ信頼性を高め、業界の発展に寄与できる者。
②事実を正確にとらえ、虚偽の報告等をすることのない者。

（修復歴車の判定及び修復・摘出力・各車両の識別判定力）

①各部・各所の瑕疵の正確な摘出力のある者。
②修復状態を見抜き、修復歴車としての判別ができる者。
③車名・車格等を把握し、識別判定のできる者。

２、資格基準

オークネットが検査業務を委託する（株）ＡＩＳの開催する検査員研修受講による認定書の取得者。

３、資格の取消及び停止

①認定基準における不正行為及び虚偽の報告等があった場合。
②正当な理由がなく、指定の研修会を受講しない場合。
③認定基準における検査技能が著しく低下した場合。

2015 年 1 月 5 日

参加マニュアル

2015 年 1 月 5 日

１、売りつくし調整権限オペレーター権限について　　（第２１条　補足）

下記内容の売りつくしの調整をさせて頂きますので、予めご了承下さい

（１）売りつくし直前のオペレーター権限

・１ポス１万円未満の場合、売りつくし手前3万前後に応札があれば、当社にて売りつくしの操作をさせて頂きます。

・１ポス１万円以上の場合、売りつくし手前１０万円前後に応札があれば、当社にて売りつくしの操作をさせて頂きます。

（２）出品店のスロー操作後のオペレーター権限

・１ポス１万円未満の場合、スロー操作後5万円前後を目安に売りつくしの操作をさせて頂きます。

・１ポス１万円以上の場合、スロー操作後１０万円前後を目安に売りつくしの操作をさせて頂きます。

※再セリ

・オペレーターホットライン時に限り出品店様の希望で、再セリを行う場合があります。再せり時の方法については、その都度当社より案内いたします。

２、スタート価格指導及び売りつくし値幅制限　　（第２２条　補足）

売りつくし価格に応じて当社で定める値幅限度を適用し、スタート価格の設定をお願いします。
万一、値幅限度を超えますと、売りつくし設定価格に応じたスタート価格へ自動的に訂正されますので、予めご了承下さい。主催者が認めたコーナーに限り、下記値幅制限を変更することがあります。

売りつくし価格設定	せりピッチ （1POSせり上がり価格）	スタート価格から 売りつくしまでの値幅限度
100万円未満	3,000円	60万
100万円以上	5,000円	100万
500万円以上 但しｽﾀｰﾄ価格400万以上	5,000円	限度無
1,000万円以上 但しｽﾀｰﾄ価格800万以上	10,000円	限度無

※限度無対象車はせりピッチ200POSせり上げ後、応札無の場合にはオペレーター判断にて流札といたします。その場合の商談受付価格は売りつくし設定価格マイナス15万円となります。

３、代行落札／重要訂正時における注意

１、参加会員は、当社に対し落札の代行を依頼することが出来ます。尚、受付は出品される３０台前までとします。又、希望金額を２ポス程度上回る成約又は、調整状況及び諸事情により落札が出来ない場合は、免責とさせて頂きますので予めご了承下さい。
２、出品リスト開示後の重要事項等の訂正はせり３０分前迄受付可能となります。
オークション前日までに代行落札の申込を頂いた車両に重要な訂正が入った場合は、その内容について連絡させていただきますが、連絡が取れない場合は、代行落札を中止とさせて頂きます。
オークション当日に重要な訂正が入った場合は、代行落札は中止となりますので予めご了承下さい。
重要事項の訂正は主催者判断となります。
３、万一、代行落札当該車両に複数の会員店から依頼があり、且つ同額の代行落札があった場合、先に依頼があった会員を優先して代行致しますので、予めご了承下さい。
４、「売りつくしプラス」サービスは当該車両が「売りつくし」及び「見切り」になった時点で実施されるサービスです。「売りつくしプラス」のみの設定はできませんのでご注意ください。
５、売りつくしプラスの取り扱いに関しては上記（１）（２）（３）と同様となります。

４、オペレーターホットラインについて

電話にて出品車両の調整補助が受けられます。但し、通信状態及び会話中の操作で希望通りの調整が困難な場合は、免責とさせて頂きますので予めご了承の上ご利用下さい。

５、オークション中のアナウンスについて

オークション中は、出品車のご案内を実施しますが、万一、そのアナウンスが「出品車一覧表」及び「ＴＶ画面に表示される文字情報」と異なった内容をアナウンスしても免責とし、出品車一覧表及びＴＶ画面を優先させて頂きますので、予めご了承下さい。ただし、訂正事項をアナウンスした場合には、アナウンスを優先させて頂きます。

６、評価点の算出方法

【評価方法】
１、検査員は、セリ前の検査において出品車の瑕疵状態、修復歴の有無等をチェックし状態図に表示します。
２、検査員の主観による評価点付与は行いません。
３、評価点は上記のような諸条件や諸元をもとに「評価点自動算出システム」により客観的に算出されます。

7、複数チャンネル開催について

●複数レーンによるオークション開催の進行状況により、ＡチャンネルとＢチャンネル及びＣチャンネルＤチャンネルで出品操作及び応札操作が重複する可能性が予想されます。落札に際しては、当社に３０台前までにご連絡頂ければ、代行させて頂きますのでお申し出下さい。また、出品に関しましては、売りつくしの価格の変更（価格ダウン）にてご対応願います。 尚、参加マニュアル　３　をご確認の上、代行依頼願います。

●出品車両のコーナー編成及び曜日変更につきましては、当社が随時対応させて頂きますので予めご了承ください。

8、出品車両の再出品について

新規出品車両が流札した場合、次開催のオークションに自動的に再出品されます。

再出品をされない場合は、金曜日営業時間内までに、お取消しの手配をお願い致します。

尚、年末年始等により、オークションが休催となる場合は、再出品のお取消しの締切りが変更となりますので、別途、お知らせ致します。

9、商談における注意

（1）受付について

商談のお申し込みはオークション開催日当日営業時間内のみとなりますので、ご注意ください。

（2）成約について

商談は、出品店の売り希望価格及び購入希望店の希望価格を基に主催者が仲介を行い、購入希望価格を出品店が了承した時、又は売り希望価格を購入希望店が了承した時に成約とし結果報告をいたします。ただし、了承及び結果報告に時間を要した場合等、主催者が判断し最終確認を行い、成約と致します。

（3）申込み最低金額

商談申込み店は、オークション開催中の当日商談に限り、最低金額を設定しておりますので、ご確認の上、指値の提示をお願い致します。尚、当日商談はポス応札状況により受付優先順位があり、ポス最終応札店がせり終了後 15 分間は優先商談申し込みが可能です。但し最終応札店以外の会員店の場合は仮受付が可能となり最終応札店がせり終了後 15 分以内に申し込みが無かった場合には仮受付順に商談優先順位となります。15 分経過後は全ての会員店が受付可能となります。

①スローが入った車両は、最低申込み価格：スロー価格マイナス１０万円

②スローが入らなかった車両は、最低申込み価格：売りつくし価格マイナス１５万円

③最終応札価格が①②の金額以上の場合は、最終応札価格プラス１万円、①②の金額がスタート価格以下の場合はスタート価格プラス３万円からの受付

④再セリ流札時の商談最低申し込み価格は流札価格

（４）交渉権
交渉中の商談申込み店は、出品店より希望価格を提示されている場合、提示された日の営業時間内に結論を当社に通知して頂きます。尚、返事なき場合は、当社は不成立と判断し、商談待ちの次の申込み店へ商談交渉権が移行することを了承したものとします。※双方了承の場合はこの限りではありません。
（５）逆商談
出品店は応札があった流札車にのみ出品店からの商談申し込みが出来ます。
①最終応札会員への商談ができます。
②成約金額は最終応札金額以下でも可能
③逆商談受付期間は開催日当日のみとします。
④成約車両に当日キャンセルが発生した場合は最終応札手前1番手に交渉可能
（６）オークション起算日
オークション開催日当日の商談成約の場合は、その開催回数が起算日となり、翌日以降の商談成約の場合は、翌オークション回数が起算日となります。
（７）成約した車両について
【書類の送付期限】
出品店は、譲渡書類及び自賠責保険（ナンバー付きの場合）を成約日を含め8日以内に当社に到着する手配をお願いします。また、落札店より自賠責保険承認申請書の請求があった場合は、原則応じていただきます。
【書類の有効期限】
譲渡書類の印鑑証明・委任状等の有効期限は、オークション出品時の起算日から翌月末日以降あるもの。予備検査証についても同様に翌月末日以降あるものとなります。
【移転登録期限】
落札店は、オークション出品時の起算日より翌月末日以内に移転登録の手続きを完了してください。
但し、書類有効期限が短い場合はその有効期限内に、また期限の申告がある場合はその申告期限内に移転登録の手続を完了してください。以上の各期限については、商談時に出品店と落札店が期限について承諾がある場合、この限りではありません。
【落札店の車両代金決済】
成約車の代金・自動車税・諸手数料等は、オークション起算日より８日以内に当社指定の口座に振り込んでください。
【自動車税相当額】
車検付の成約車両の場合(軽自動車除く)、成約日を基準とし、落札店は翌月から年度末までの自動車税相当額を預け入れが発生します。
（８）開催日翌日以降に成約した車両のクレーム期間について
運営規程第５９条で定める内容について
１項「重大瑕疵」の修復歴・骨格損傷車は成約日より１０日以内。
「通常瑕疵」は成約日より　６日以内。
第４項③④項についてはオークション起算日より１２日以内とする。

（９）事前確認について

商談申し込み前に十分内容確認を確認されたことを前提とします。従って、万一出品リストと出品車映像との内容相違があった場合でも主催者判断によりクレーム対象外とする場合があります。十分にご確認のうえお申し込みください。

（１０）その他

その他、商談のルールは、原則「オークション規程」に準じます。

１０、成約車両の引渡しについて

出品店は、成約翌日より成約車両の引渡しが可能となるようご対応願います。出品店の都合ですみやかに引渡しができない場合、下記の要領にて対応させて頂きます。

１、車両引渡しが成約翌日含み３日１７：００を超える場合

落札店の意向により契約解除ができます。その際、出品店はペナルティとして、１００，０００円を落札店に支払います。また、契約解除をしない場合はペナルティ５０，０００円支払うものとします。

２、他オークション会場から、引渡しをした場合（当会指定会場出品を除く）は落札店の意向により契約解除ができます。

※落札店からのクレーム申告が成約翌日含み３日を越えてしまった場合や、当社がやむを得ないと判断した場合は、この限りではありません。

１１、譲渡書類の有効期限翌月末日未満の引受について　（第２５条　補足）

１、譲渡書類の有効期限が規程の期限（翌月末日以上）より短い場合、新規出品時に起算日より30日以上、再出品時（新規出品時の申告履歴要）には23日以上の有効期限がある譲渡書類であれば、事前に出品票記載（申告）して出品することができます。尚、この条件に満たない期日の申告、記載は無効になります。

２、早期名変依頼料

①出品店は、成約車両の譲渡書類提出で、当社が定める有効期限が不足している場合、落札店がこの不足期間を承諾し尚かつ、早期名変依頼料の金 10,000 円を落札店に支払うことで譲渡書類の引渡しができます。

②落札店は早期名義変更を引き受けたにもかかわらず、譲渡書類の有効期限を失効させた場合、早期名変依頼料を出品店に返還し尚且つ、第３３条第３項に定める譲渡書類差替ペナルティを出品店に支払います。

③商談成約車両の書類有効期限について、商談時に出品店が申告する期限に落札店が承諾した場合、この早期名変依頼料に該当しません。

１２、譲渡書類の引渡し制限について　　（第２５条　第３３条補足）

自社名変について

当社にて円滑な移転登録の妨げになると判断された場合、自社名義にして送付願います。

所有権について

１．所有権付き車両、担保設定車両等

①信販会社等が所有権を留保してある自動車検査証の場合は、所有権解除後の譲渡書類（印鑑証明書・委任状・譲渡証明書等）で送付願います。

②抵当権設定車両は、抵当権を解除後出品できるものとします。

２．登録識別情報制度

①登録識別情報制度で登録されている「B タイプの自動車検査証」の場合、移転登録手続き時に「登録識別情報の英数字 6 桁の符号」が必要になる場合があります。出品店は、この登録識別情報の符号が必要（通知中）であるか不要（提供済）かを出品前に十分な確認をお願いします。

②成約後、「通知中である B タイプの自動車検査証」を提出する場合は、登録識別情報の符号が必須になりますので、この符号が明記された OCR シート等を譲渡書類と同時に提出をお願いします。

③当社は登録識別情報の符号の提出がない譲渡書類の場合は、登録識別情報の符号が不要（提供済）である書類として判断させていただきます。

④出品店がこの登録識別情報の確認を怠り、または登録識別情報の符号の誤りで落札店の移転登録手続きに影響が出た場合、出品店はペナルティを落札店に支払うものとします。

以上、指摘する何れかに該当し問題が発生した場合は、当社が裁定を行います。

１３、車検なし・車検残なし車両について　　「ナンバー応談」

車検切れや車検残が成約日より翌月以内のものは、原則として抹消謄本渡しとするが、出品店は「ナンバー応談」の記載することでナンバー付でも出品することができます。成約した場合、出品店は継続書類を当社に送付して下さい。ただし、落札店が抹消を希望した場合は以下の対応とします。

（１）落札店は成約後、２時間以内に申し出ることで、当社が代行して抹消手続きを行います。
ただし、成約車両引取り後の対応は出来ません。（代行手数料４，５００円）

（２）出品店は成約した車両の継続書類を当社に送付してください。尚、当社より抹消の通知があった場合、合わせてナンバープレートも送付してください。

１４、名変中の表示について

検査日からセリ当日までに名義変更が間に合わない車両をご出品頂く場合、出品店は「名変中」と申告して下さい。
※「名変中」の記載がある車両が成約となった場合でも、成約車両の引渡し遅延の場合はクレーム対象となります。
※ナンバープレート・封印が取付けられていない場合はクレーム対象となります。

１５、出品不可車両の出張手数料について

最低出品台数は、１店舗あたり２台となっています。万一、検査当日出品不可などにより２台に満たない場合でも出品不可車両の出張手数料を申し受けます。尚、車両検査終了後に出品不可車輌と判明した場合も同様に出張手数料を申し受けます。

１６、リサイクル料金について

【リサイクル料金の申告】
１、出品店は、リサイクル料金が預託済みである場合は、出品申込書に金額と共に預託済みの申告を記入してください。尚、資金管理料金は、精算対象外になります。申告額に加算しないように、お願い致します。（C券の金額は含みません）
２、リサイクル料金を預託していない車両の申告方法は、出品申込書には、記入をする必要はありません。未　記入でお願いします。
３、出品申込み後、出品店別出品車確認表を確認し、リサイクル料金に差異又は、申告漏れがある場合は、原則オークション出品前日の１８時までに、当社に申告をしてください。
【リサイクル料金の修正】
１、ポス成約・商談成約・テリスト成約後の預託の有無および料金の修正は行いません。
２、「預託済み」申告が無く、譲渡書類に「リサイクル券」が添付されている場合は、リサイクル料金を無償譲渡したものとみなします。
３、出品時の申告金額が、リサイクル券に記載されている金額より大きい場合、「預託済み」申告が「未預託」だった場合は、当社の判断にて修正を行います。
４、落札店は、譲渡書類が到着次第、速やかにリサイクル券の有無およびリサイクル預託金額を確認してください。
【預託証明書の提出】
預託証明書を紛失等で提出ができない場合は、預託金額を証明できる書類（写し可）を提出してください。

１７、福祉車両の消費税について

福祉車両を出品する場合は、法令に基づき消費税の課税・非課税を正しく申告して下さい。
落札店は、車両到着後、速やかに車両状態と消費税の課税区分を確認し、課税区分に相違があった場合、譲渡書類到着日を含め１０日以内に申告願います。当社が認めた場合に限り出品店の事情にかかわらず消費税の修正を行わせて頂きます。

１８、継続検査用納税証明書について

１、対象となる車両

継続検査用納税証明書の提出が必要となる出品車両について
①出品店が、継続検査用納税証明書（以下、「納税証明」という）の提出が義務となる出品車両は、「納税証明の有効期限内に車検期日を迎える車両」になります。
②ナンバー応談（前項 11 項目参照）等の対応結果が、継続車検（自動車検査証）で書類提出する場合も、移転登録書類一式と納税証明の同時提出が必須となり、添付がない場合は、書類不備の扱いになります。
２、後日提出
納税証明の後日提出について
前項１-②に該当しなければ、納税証明の「後日提出」を可能とします。（書類不備扱いにはなりません。）
３、後日請求
落札店の納税証明の請求について
①落札店は、当社から送付された移転登録書類一式に納税証明の添付がない場合は、車検満了日 1 ヶ月前より納税証明の請求をできるものとします。
②自動車税納付期間内の請求は、当社が納税証明の提出時期の調整を行う場合があります。
４、出品店の「後日提出」について
①納税完了後、速やかに納税証明を原則、当社に提出してください。
②落札店の請求がある場合は、提出期限が１０日以内になります。この場合、出品店に対する提出ルールは、落札店からの依頼日を起算し、１０日以内に原則、当社へ到着する手配をお願いします。この提出を遅延した場合は、運営規程（第２章３３条８項）に定める遅延ペナルティ金を出品店に請求し、落札店に支払います。
③当社の判断でこの納税証明を当社が代行で取得した場合、納税証明取得費用として、３，０００円（税別）を、遅延ペナルティに加え、出品店に請求します。

2015 年 1 月 5 日

１９、当社調査による事実上の倒産について

運営規程第５９条６項３号における当社の調査とは、当社と出品店との取引状況、出品店所在地や代表者宅の現地調査、写真撮影、周囲（業者）や営業社員からの事実聴取等を言い、かかる当社の調査により下記の事項の３項目以上に該当する場合は、当該出品店は事実上倒産したものとみなす。

１、電話をしても不通となり連絡が取れない。

２、営業時間中に社内に代表者や従業員がいない。

３、出品店とは無関係の第三者が社内を占有している。

４、通常営業をするために必要と思われる備品が社内にない。

５、展示車が大幅に減少ないしは存在しない。

６、新聞や郵便物が溜まっており、その量が著しく拡大であるか若しくは金融機関や消費者金融業者、税務署や裁判所等からの催促状がある。

７、水道、電気等のメーターが止まっている。

８、代表者宅に１，６，７のいずれかに該当する事由がある。

９、出品店ないし代表者個人の信用情報に事故情報がある。

２０、セールスポイント欄の記載及び追加写真について

標準装備・標準仕様・メーカー（ディーラー）オプション・社外品・社外品のブランド（メーカー）・アルミホイールのサイズなどが登録店の任意で１００文字までアピールすることができます。

記載禁止用語とするもの（記載があった場合は、削除する場合があります）

１、禁煙車・雨天未使用・ガレージ保管など基準や根拠があいまいなもの。

２、極上車・美車のように主観を優先して評価点などとの矛盾を与えるもの。

３、エンジンオーバーホール済・消耗品交換済など修理内容が不明確でその範囲や根拠が不明瞭なもの。

４、その他、まぎらわしい表現・規程にそぐわない表現など。

【追加写真】

出品店は出品車へ追加したい写真を、専用サイトより自身にて最大27枚まで写真を追加できる。

（出品番号採番終了後より追加は可能）

＊一度追加登録された写真については、出品店が変更及び削除する事は出来ません。変更及び削除したい場合には、当社にて行います。

２１、「保証」「記録」「手帳」の各定義について

１、保証

新車販売時にメーカーより発行されている保証書で、ディーラー販売店印が押印されたもの。

（ディーラー販売店印字シール等、保証継承に支障のないもの）

ただし、販売店印がなくても、保証期間内でメーカー保証継承に支障のないもの。

各メーカーの定めるサービス保証制度（Mケア・Sフリー W等）で、メンテナンス等不備により保証継承が出来ない場合やH表記（型式に排ガス記号無し等）は保証書表記できません。

２、記録

整備記録紙（整備手帳等）で車検時の点検記録が全てあるもの。

一回目の車検が経過しない車両については、点検が一回以上あるもの。

※点検記録は認証工場記録の原紙（コピーは不可）に限ります。また、ユーザー車検の記録は該当しません。

３、手帳

新車販売時にディーラーより発行された整備手帳。

※他の車、他メーカー用、及び書き換えなどされた形跡があるものは手帳表記に該当しません。

２２、各キーについて

メインキー（イモビ内蔵タイプ含む)、スペアキー、セキュリティーコードが記載されているカード、及びセキュリティを解除するために必要なコードキーの有無については事前に確認願います。確認無き場合のクレームについてはクレーム対象外となります。

２３、１オーナー表示について

新規登録より使用者が同一のもの、及び商品車登録として一度名義変更されたもの。ただし、車歴が「レンタカー」「営業車」の車両とH表記の並行輸入車（型式に排ガス記号無し等）については１オーナーの記載が出来ないものといたします。

◇１オーナ表示できる例

・使用者が結婚し、名字、住所が変更されたもの。

・使用者が同一で所有権解除されたもの。

・Ａリース社からＢファイナンス社などに所有者変更されたもの。

◆１オーナ表示できない例。

・使用者が法人名義から個人名義（法人代表者を含む）に変更された場合。

・使用者が相続により変更された場合。使用者が新車ディーラーから個人に変更された場合。（個人事業者の商品車登録は除く）

２４、登録遅れ申告について

１、輸入車を除く、モデルチェンジ、マイナーチェンジ等、仕様変更前の車両で、仕様変更が行われた時から、変更月を含め、２ヶ月を超えて初度登録されているものは「登録遅れ」と申告が必要です。

２、輸入車を除く、モデルチェンジ、マイナーチェンジ等、仕様変更等の行われた時から、年をまたいで初度登録されているものは　「登録遅れ」と申告が必要です。

※初度登録年月から自動車車検証の有効期限（車検）を経過した車両は上記２のみ表記が必要となります。※排ガス記号の変更のみで、仕様の変更がない場合は「登録遅れ」に該当しません。

【特定敷地内使用における登録遅れ申告】

大使館使用車、メーカーテスト車、空港敷地内使用車など、初度登録前に使用されていた車両については、登録遅れ申告が必要です。例「元大使館使用車登録遅れ」、「元空港敷地内使用車登録遅れ」

２５、同年最終型の表示について

初年度登録、同一年内において、マイナーチェンジ及び仕様変更があった車両の後型を「同年最終型」と表示できます。又、同一年内に２度以上の仕様変更があった車両については、その最終型のみを「同年最終型」とします。　尚、年内に変更が無き車両に対しての「同年最終型」表記は、誤解を招く原因となるケースがある為、表記しないようお願い致します。

２６、「８ナンバー」車両

キャンピング車　・放送宣伝車　・事務室車など車検証の形状を記入します。

また架装メーカーのものについては、そのメーカー、シリーズ名を申告欄に記入いたします。また、改造キットの有無も申告いたします。

※　例：「８N0　キャンプキット無し」…キャンピング登録車でそのキット（コンロ、シンク、ベッド等）が何も無い。「８ＮＯ　キャンプベッドコンロのみ」…キャンピング登録車でベッドとコンロのみ装備されている。

２７、「エアロ」の表示について

Ｆ（フロント）＋Ｒ（リアアンダー又はトランク又はルーフ）スポイラーの２点以上が装着されている物。

※Ｆ及びＲＵＮスポイラーにはバンパー一体型も含む。※純正、社外品いずれの場合でも「エアロ表記出来ます。「純正エアロ」や「社外エアロ」等と表記されていない装備内容については下見画像での確認、又は問い合わせにてご確認下さい。※万が一出品リストと出品車映像との内容に相違があった場合でも、下見画像で確認できるものについては、主催者判断によりクレーム対象外とする場合があります。

２８、足回り部品の表示について

①バネ（コイルスプリング「車種によりリーフスプリング」）

②ショック（ショックアブソーバー）

③サスペンション（上記「バネ」＋「ショック」）

④ローダウン（社外品装着や骨格加工を伴わない加工・改造により車高が下がっている場合）

２９、マフラーの表示について

検対マフラー（車検対応の社外品マフラー、証明書の有無は、お問い合わせ下さい）
社外マフラー（触媒が無い物も含まれます）

３０、フロアマットの表示について

純正フロアマット（その車両の純正品フロアマット）・社外フロアマット（純正品以外のフロアマット）
不明フロアマット（純正品か社外品か判別できないフロアマット）
※フロアマットのほとんどがオプション品である為、表記の無い車両は欠品扱いとします。(標準装備でも同様)。

３１、輸入車の取扱いについて

１、輸入車の未登録車について
輸入車の未登録車は、予備検査証の有効期限が翌月末日以上あるものとします。
２、「モデル」 等表示について （モデル欄へ表示）
ＢMW、ベンツ （１９９４年８月登録以降)、プジョー等、正規輸入元がモデル表示をしない輸入車の「モデル」は削除します。(下記一覧表参照）尚、並行輸入車は、製造年又はモデル年式 （早出し含む）をモデル表示します。
＊早出し （翌年モデル） とは、同一年内にモデルチェンジを含む仕様変更が有った車両の後型を指します。又、二度以上の仕様変更が有った車両については、その最終型のみを早出しとして取り扱います。
＊並行輸入車で、モデル特定が出来ない場合は製造年を 「モデル」 表記して下さい。モデル・製造年とも特定が出来ない場合には「不明」と表記して下さい。
＊クレーム申請は、落札店がその根拠、差異について明確にし申請を行うものとします。
＊モデル記入は製造年の翌年までとします （AMG・レインボースター・アルピナ等を含む)
＊モデルを記載しない正規輸入車一覧例＊ ベンツ (1994年8月登録以降)・BMW・ローバー・アルファロメオ・スマート・ヒュンダイ・フィアット・フェラーリ・プジョー・ベントレー・マセラッティ・ロールスロイス・キャバリエ・ルノー・シトロエン・ジャガー・ダイムラー
３、「D」「H」「M」表示
「D」は型式取得をされた（排ガス記号有）車両。
「H」は型式不明車やハイフォン等、排ガス記号記載の無い車両。
「M」は三井物産輸入車。
４、ハンドル表示
ハンドル（右）は「R」、ハンドル（左）は「L」と表示します。
５、モデル記載しない正規輸入車の登録遅れ

ご落札の際、リストに表示された車両の車台番号、装備欄及び仕様などをご確認の上、ご落札下さい。
６、輸入車のクレーム免責額は３万円程度（軽自動車は１万円程度）となります。
７、国内メーカーの海外生産車の取扱いについて
①輸入車扱い　⇒国内メーカーが海外向けに生産し、逆輸入したもの
（フェアレディＺやレクサス等の左ハンドル車)
⇒国内メーカーが海外で生産した車を同メーカー以外の業者が並行輸入したもの
②国産車扱い　⇒国内メーカーによる海外生産車を同メーカーが輸入し、販売した車両（正規輸入車）
（アコードワゴン、シビッククーペ、セプター、ミストラル、プリメーラＨＢ他）
８、アメリカ車の扱い
「アメ車」 とは、国内メーカー米国生産車を除く、米国メーカー現地生産車を指します。

３２、「主要装備確認ＯＫ」表示について

出品店の申告に基づき、検査員が作動確認をした上で「検査コメント」に表示します。

項目	動作確認内容
エアコン	ブロアモーター、コンプレッサーの作動確認
パワーステアリング	ベーンポンプの異音確認など
パワーウィンドウ	動作確認はするが、全開確認はしない
サンルーフ	動作確認はするが、全開確認はしない
ナビ	ナビロムがない場合はモニター電源ＯＮ確認のみ
電動格納ミラー	開閉動作確認

（車両に装備されている項目のみ確認、表示）
※「主要装備確認ＯＫ」表示はセールスポイント同等として取り扱います。

３３、備品の車載について

備品を車載する場合、出品店はその内容を輸送業者に申告すること。
備品車載による車両瑕疵や輸送中に起きたクレームは出品店の責任として取り扱います。

３４、特殊燃料車両について

特殊燃料車（ＬＰＧ、ＣＮＧ等）については燃料タンク容器証明書等の有無を申告すること。尚、使用期限切れも書類欠品とみなします。

３５、危険物運送車両について

①書類について

危険物運送車両については通常の移転登録書類に加え、完成検査済証・設置許可証・タンク検査済証・タンク検査済証プレート写し・移動タンク定期点検実施結果報告書・安全装置検査済証・設置許可申請書添付図書一式・危険物貯蔵所譲渡引渡届出書・委任状及び譲渡証（新所有者の消防本部により２通ないし３通必要）を添付すること。尚、上記書類に不備がある場合は書類無しとみなし「タンク書類欠品」と申告すること。

②廃止届けについて

輸出などにより上物を使用しない場合は廃止届けの手続きを行うこと。